

各務原市 名電各務原駅周辺地区バリアフリー基本構想 (案)

～便利で快適に暮らせるユニバーサルデザインのまちづくり～

令和 8 年 1 月
各務原市

目 次

第1章 バリアフリー法及び基本構想について	1
1. 基本構想策定の背景と目的	1
2. 法律の枠組み	2
3. 基本構想の位置付け	3
第2章 本市の状況	4
1. 人口・世帯数	4
2. 年齢別人口	5
3. 障がい者（児）数	6
4. 公共交通	8
第3章 課題の整理	11
第4章 バリアフリー化の基本目標と基本方針	12
1. 基本目標	12
第5章 重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路の設定	14
1. 重点整備地区の設定	14
2. 生活関連施設・生活関連経路の設定	17
第6章 重点整備地区における整備計画	22
1. 重点整備地区における整備について	22
2. 整備等の基本的な考え方	24
3. 整備方針及び整備目標	26
4. 今後の検討課題	32

第1章 バリアフリー法及び基本構想について

1. 基本構想策定の背景と目的

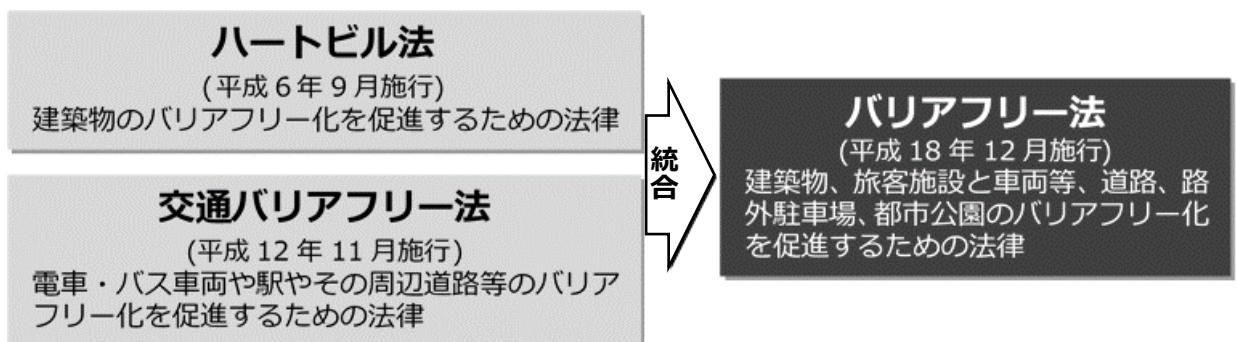
(1) 基本構想策定の背景

本市では、平成14年に交通バリアフリー法に基づく「新鵜沼駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定し、名鉄新鵜沼駅及びJR鵜沼駅、自由通路、駅からの周辺経路（特定経路・準特定経路）について、バリアフリー整備を進めてきました。その後、国は「移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成23年3月）」でバリアフリー化の整備目標対象とする公共交通施設を1日平均利用者“5,000人以上”から“3,000人以上”に拡大する方針を示しました。これにより、市内で該当する駅は新鵜沼駅の1駅から、新那加駅、各務原市役所前駅、三柿野駅、名電各務原駅が増え5駅となり、各務原市役所前駅、三柿野駅、名電各務原駅については、鉄道事業者により順次バリアフリー整備が進められてきました。また、新那加駅については、平成27年に「新那加駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、バリアフリー整備を実施しました。

令和7年には、鉄軌道駅に対するバリアフリー化を“1日平均利用者数が3,000人以上の旅客施設及び、2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である旅客施設について、原則100%実施する”という目標を国がとりまとめています。これらの背景のもと、名電各務原駅周辺についてもバリアフリー化を進めるとともに、交通結節点機能の向上や歩行者ネットワークの形成を図ることとし、「名電各務原駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定します。

(2) 基本構想策定の目的

本基本構想（以下「本構想」）は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」いわゆる「バリアフリー法」第25条に基づき策定するものです。また、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」や高齢者、障がい者等の意向を踏まえ、あらゆる人が安全・安心及び快適に移動等ができる環境を目指すことを目的としています。



2. 法律の枠組み

バリアフリー法では、個々の公共交通機関、建築物等の新設に際し『基準適合義務等』とともに、施設が集積する地区における移動等の円滑化の重点的・一体的なバリアフリー化を図る『基本構想制度』が設けられています。本構想により、名電各務原駅周辺における面的・一体的なバリアフリー化を図ります。

【バリアフリー法の基本的枠組み】

基本方針（主務大臣）

- ・移動等の円滑化の意義及び目標
- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講すべき措置に関する基本的事項
- ・市町村が作成する基本構想の指針

等

関係者の責務

- ・関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- ・心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、**新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務** 既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- ・旅客施設及び車両等
- ・一定の道路（努力義務はすべての道路）
- ・一定の路外駐車場
- ・都市公園の一定の公園施設（園路等）
- ・特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物）

特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物）の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

基本構想制度（重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進）

基本構想（市町村）

- ・旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障がい者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を**重点整備地区**として指定
- ・重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載

協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障がい者等により構成される協議会を設置

協議

事業の実施

- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- ・基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

支援措置

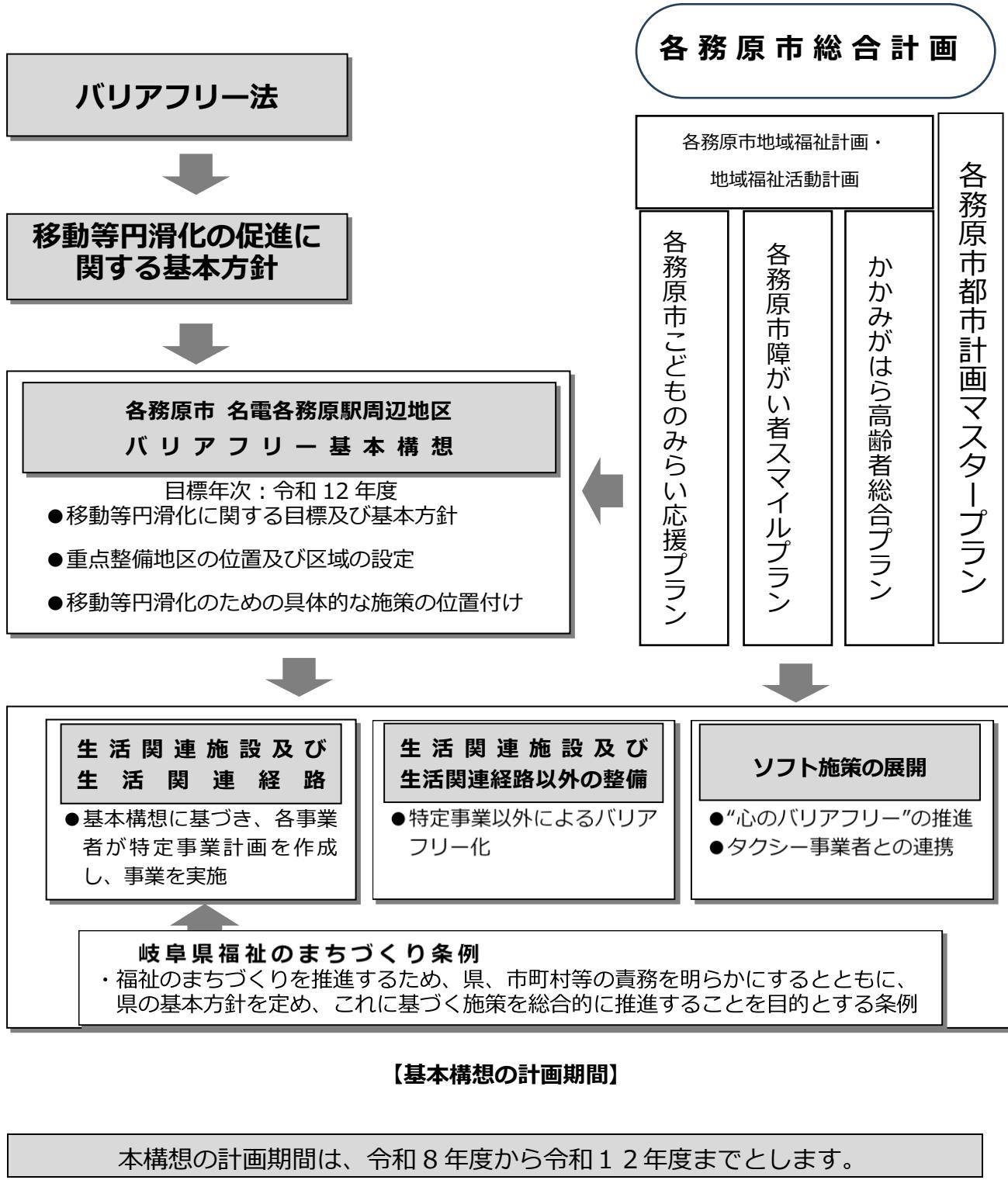
- ・公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例

移動等円滑化経路協定

- ・重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

3. 基本構想の位置付け

本構想は、バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づくとともに、各務原市総合計画のテーマである「もっと みんながつながる 笑顔があふれる 元気なまち ～しあわせ実感 かかみがはら～」をはじめとし、「各務原市都市計画マスタートップラン」等のまちづくりに関する計画や、「各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の福祉に関する計画等と整合を図っていきます。

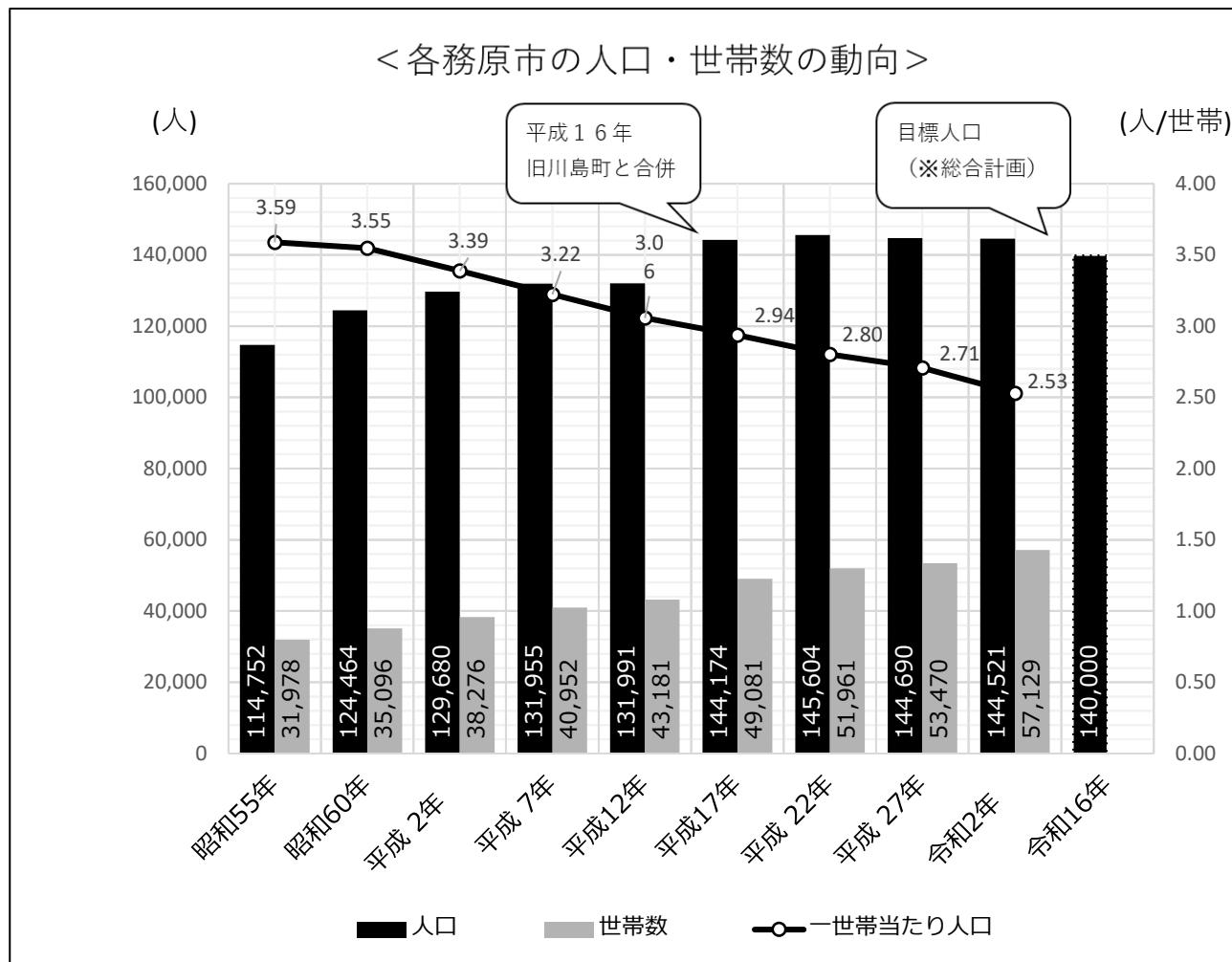


第2章 本市の状況

1. 人口・世帯数

国勢調査によると令和2年の本市の人口は144,521人、世帯数は57,129世帯となっています。世帯数は増加し続けているものの、近年は人口が減少に転じており、総合計画では、令和16年の目標人口を140,000人と掲げています。

一方、1世帯あたりの人員は減少傾向が進んでおり、昭和55年では3.59人でしたが、令和2年には2.53人となっています。40年間の間に1世帯あたりの人員は約1.0人程度減少しており、世帯規模が縮小していることがうかがえます。

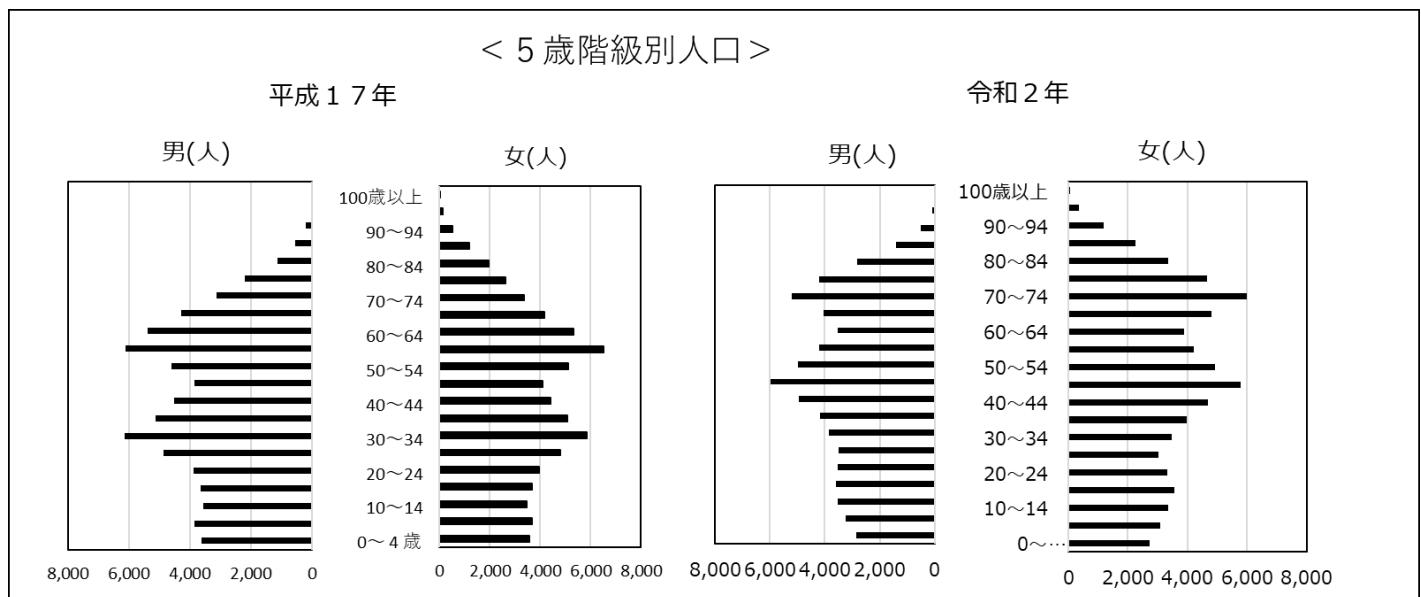
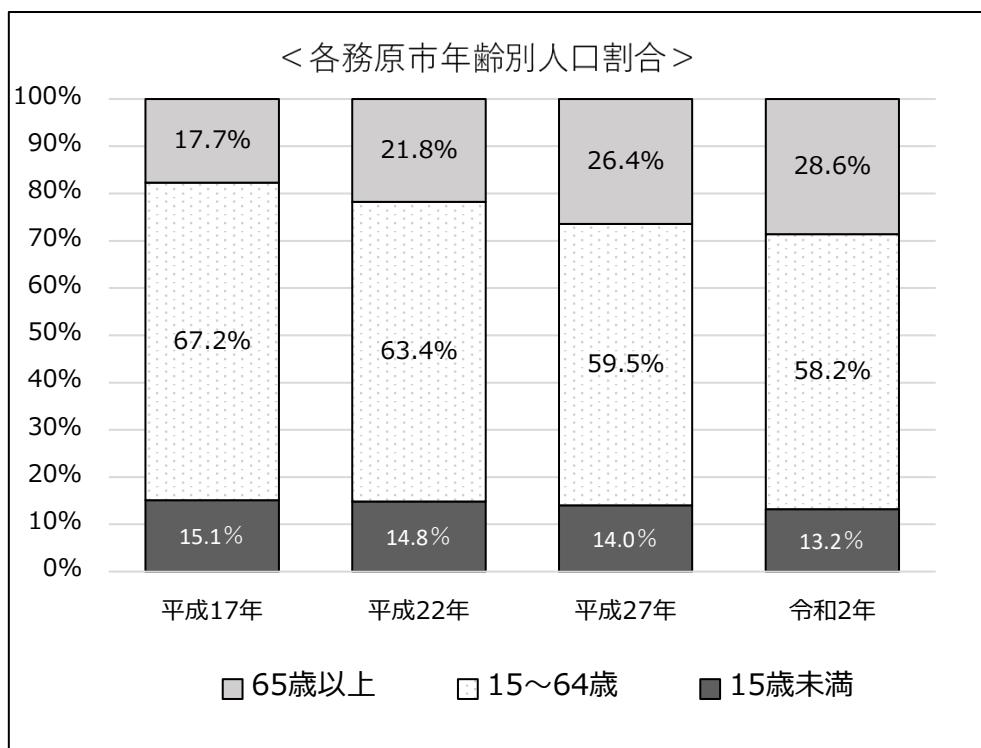


出典：国勢調査、総合計画

2. 年齢別人口

本市の高齢化率（65歳以上の人口比率）は、平成17年に17.7%でしたが、令和2年は、28.6%で高齢化が進行しています。

また、平成17年の年少人口（15歳未満の人口比率）は15.1%でしたが、令和2年は13.2%となっており、ここ15年間で減少が続いている。高齢化・少子化どちらも深刻な問題となっています。



出典：国勢調査

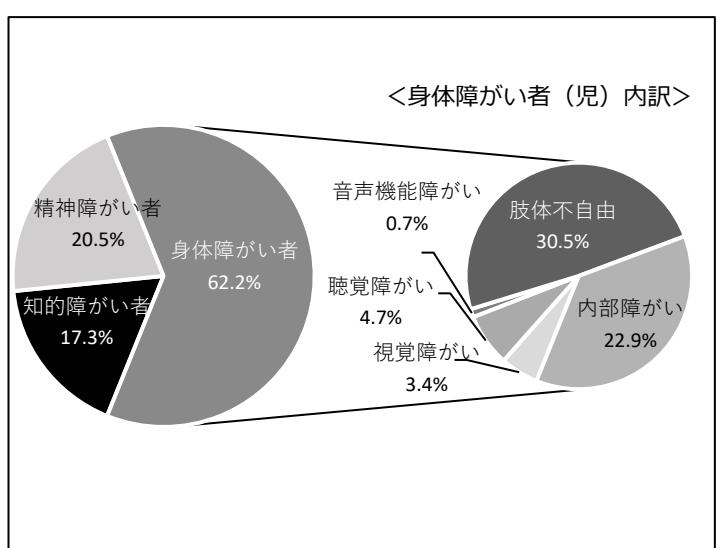
3. 障がい者（児）数

本市の障がい者（児）数は、身体障がい者（児）が全体の約6割と一番多く、次いで精神障がい者（児）、知的障がい者（児）の順となっています。身体障がい者（児）の内訳をみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」となっています。また、身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）の人口に占める割合を表す人口比率は、同一、もしくは増加しています。

＜障がい種別人数＞

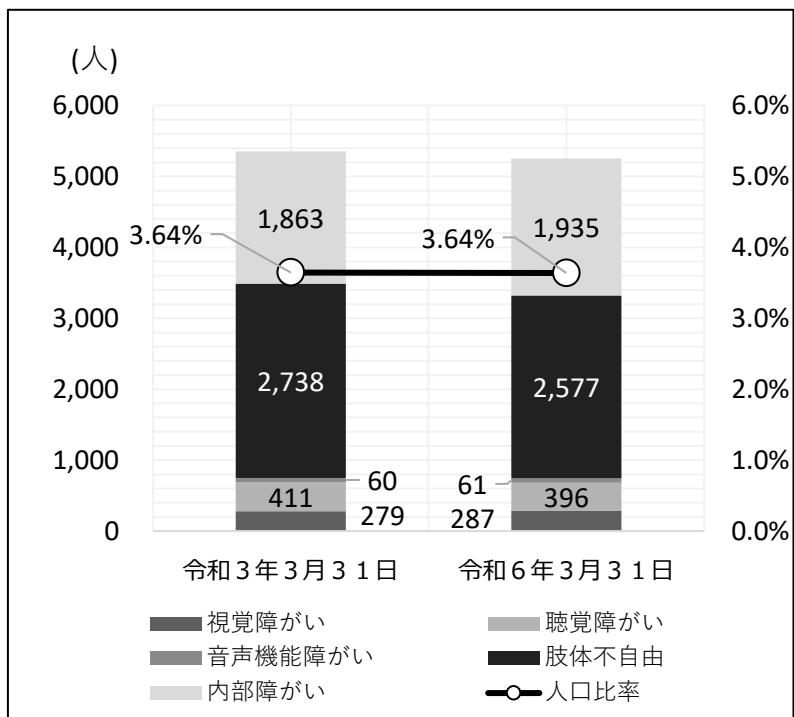
種 別		人 数
身体 障 が い 者 (児)	視覚障がい	287 人
	聴覚・平衡機能障がい	396 人
	音声・言語機能障がい	61 人
	肢体不自由	2,577 人
	内部障がい	1,935 人
	小 計	5,256 人
知的障がい者（児）		1,461 人
精神障がい者（児）		1,732 人
合計		8,449 人

＜障がい種別割合＞



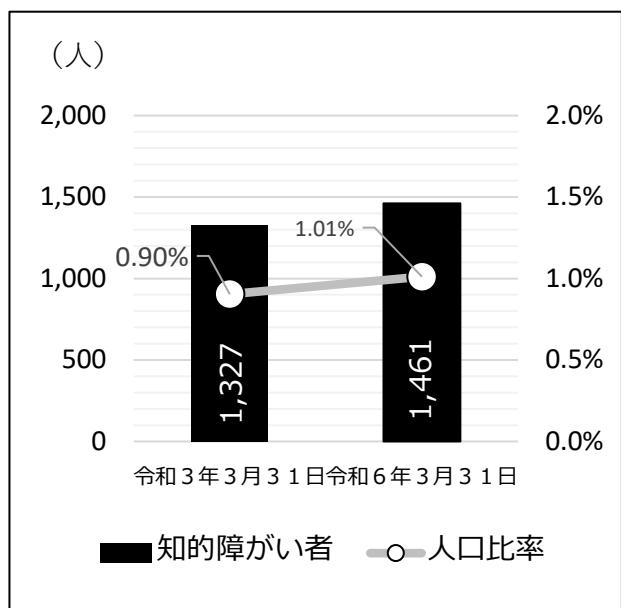
（令和6年3月31日現在）

＜身体障がい者（児）数の状況＞

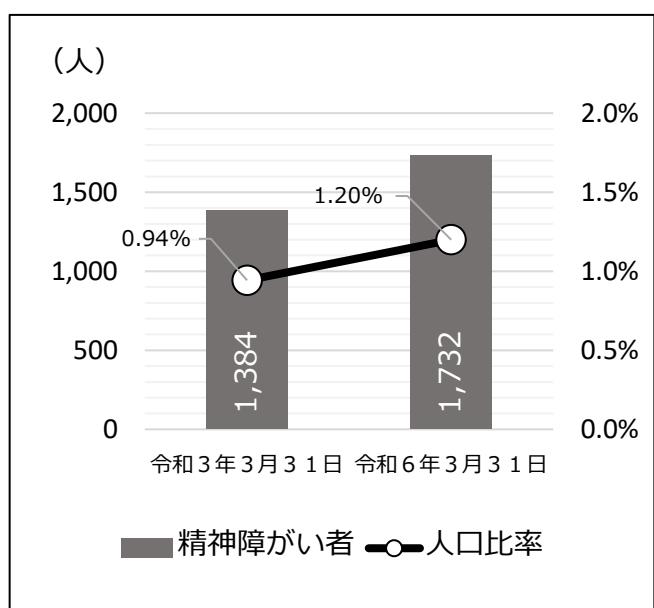


出典:社会福祉課

＜知的障がい者（児）数の状況＞



＜精神障がい者（児）数の状況＞



出典：社会福祉課

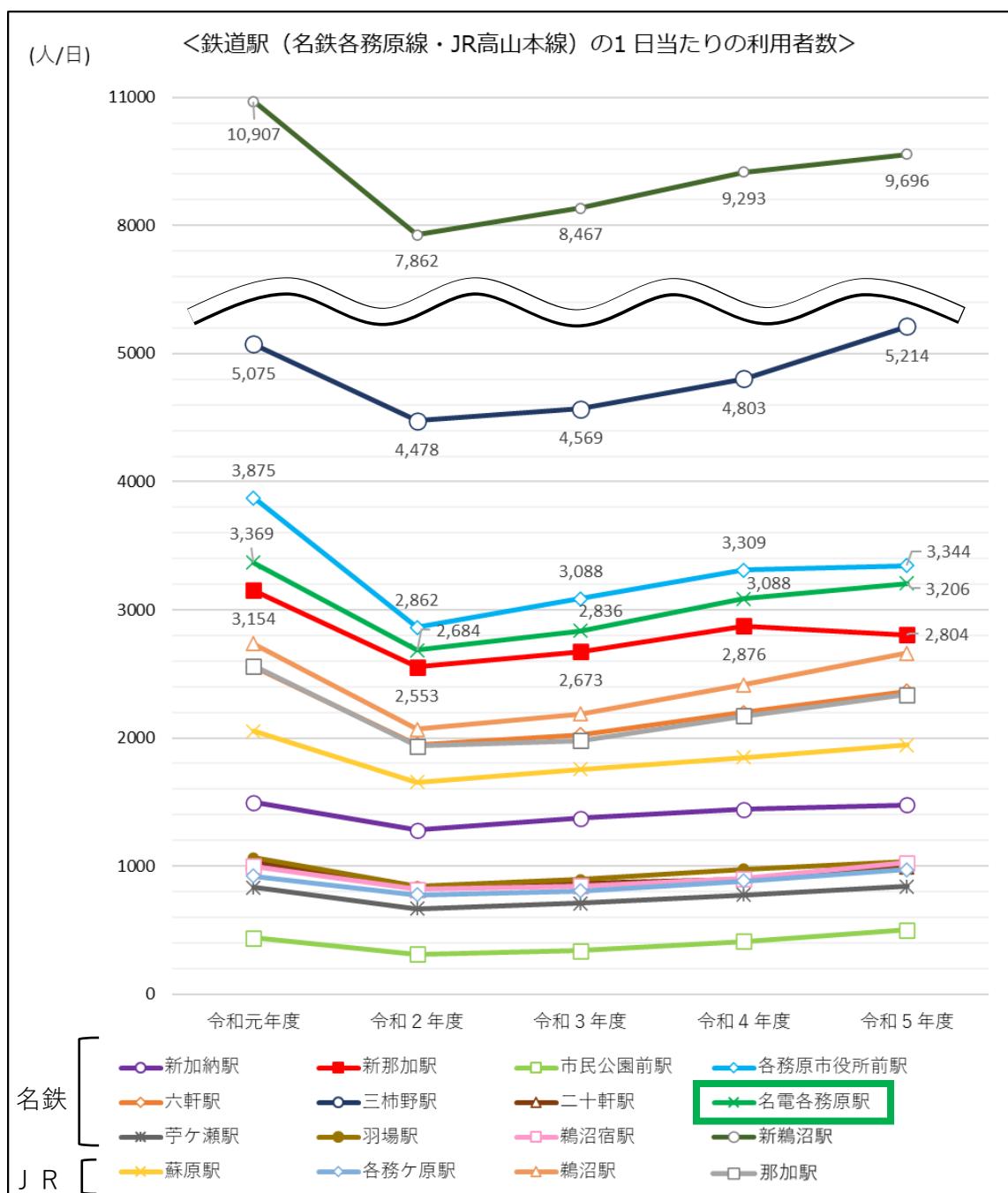
4. 公共交通

① 鉄道

本市には、名鉄各務原線とJR高山本線で合わせて16駅が立地しています。各駅の利用者数は、JRはどの駅についても増加傾向にありますが、名鉄は駅によって増減が異なります。

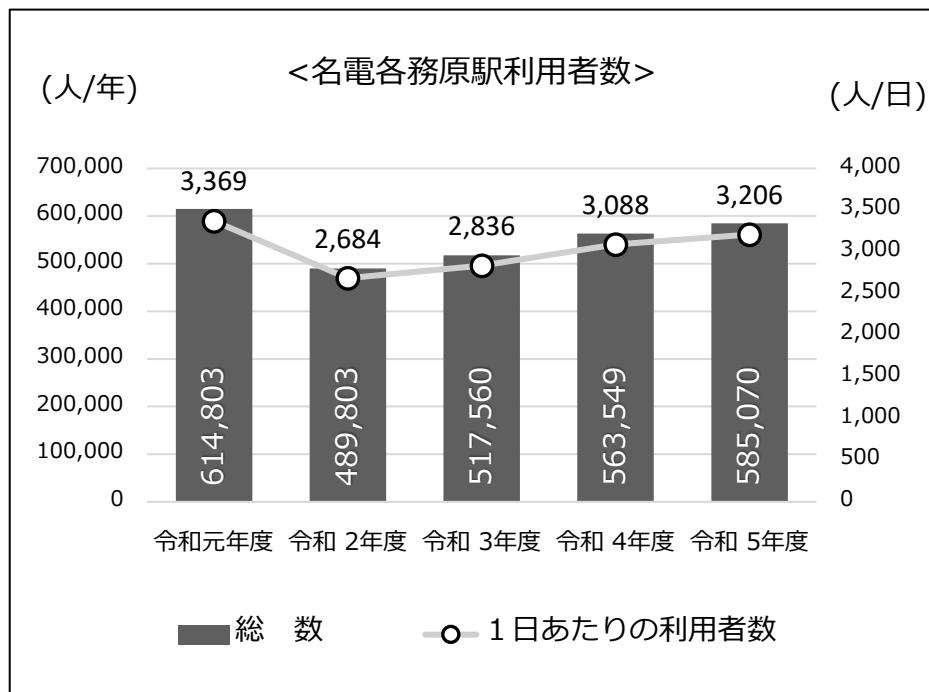
令和5年度において、16駅の中で1日平均利用者が3,000人以上の駅は多い順から新鵜沼駅（9,696人）、三柿野駅（5,214人）、各務原市役所前駅（3,344人）、名電各務原駅（3,206人）です。

(1日あたりの利用者数 = 年間乗車人員 ÷ 365日 × 2で算出)



出典：各務原市の統計

名電各務原駅における年間乗車人員の総数、及び 1 日当たりの利用者数の推移は令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の影響により減少したものの、以降は回復傾向にあります。



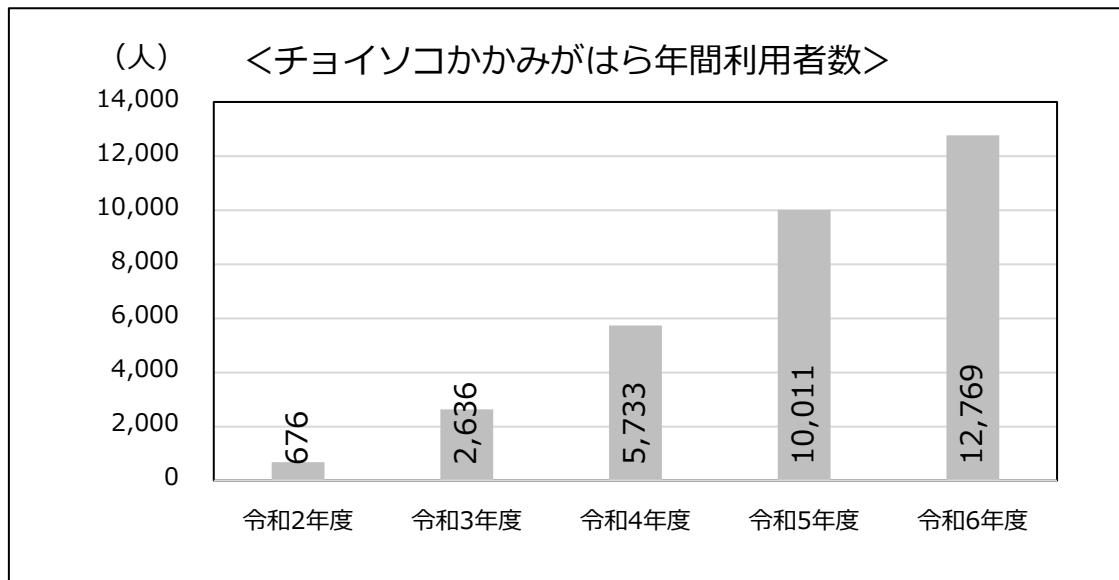
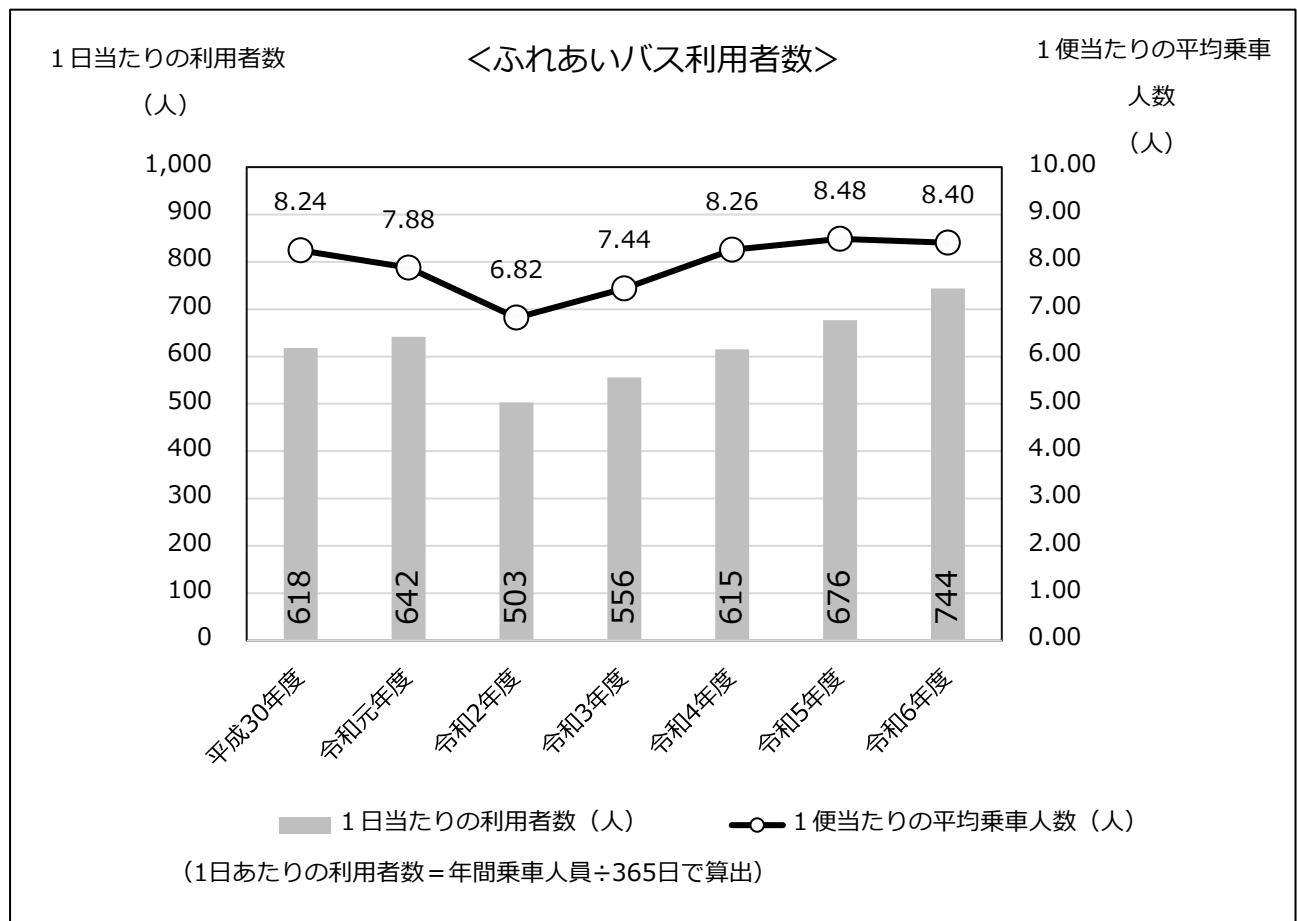
出典：各務原市の統計

② バス

本市では、「ふれあいバス」と岐阜乗合自動車株式会社が運行する「岐阜バス」、名鉄バス株式会社が運行する「名鉄バス」が走行しています。ふれあいバスの利用者数については、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の影響により減少したものの、以降は回復傾向にあります。1 便あたりの平均乗車人数も同様に増加傾向にあります。

市内では、ダイヤを設定せず、申込受付があった場合に運行するデマンド型乗合サービス「チョイソコ」も運行しています。「チョイソコかかみがはら」は、令和 2 年 10 月に鵜沼南エリア（現在の鵜沼南エリア①）で実証運行を開始し、令和 4 年 10 月に須衛・各務・八木山エリアを追加して、本格運行が始まりました。その後、令和 5 年 10 月に鵜沼南エリア②を追加しました。利用者数は、運行エリアの拡大に伴い、大幅に増加しています。

また、令和 6 年 10 月には株式会社アイシンが運営する「チョイソコかわしま」の運行も開始しました。



出典：都市活力創造課

第3章 課題の整理

名電各務原駅周辺のバリアフリー上の問題点や課題を以下に整理します。

課題1：市民の暮らしを支える拠点施設について、利便性の向上を図ることが求められます。

名電各務原駅周辺では、郵便局や病院、銀行また食品スーパーといった生活に関連した施設が集積していますが、施設内の段差や手すりがない等のバリアフリー上の問題点がみられます。また、名電各務原駅内にはバリアフリーのトイレがありません。

市民にとって利用頻度の高い施設は、重点的・一体的なバリアフリー化を推進することで、市民の暮らしを支える拠点としていく必要があります。

課題2：名電各務原駅を中心とした、集まりやすく、安全・安心して移動しやすいまちとすることが求められます。

高齢者や障がい者等を対象として今回実施したアンケート調査では、名電各務原駅を中心に、バス、タクシー、自動車等多様な手段による利用があるため、移動の支障となっている箇所への意見・要望がみられます。また、周辺道路では、高齢者や障がい者を含む全ての利用者にとって、歩行環境が十分でない箇所があります。特に、市道鵜49号線（各務原駅前通り）については、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されておらず、バリアフリー化された施設へ誘導できていない状況です。高齢者や障がい者等が移動しやすく、利用しやすい駅や施設とするためには、快適に移動できる歩行空間を構築し、交通結節点としての利便性を高め、誰もが集まりやすく、安全で安心して移動しやすいまちとしていくことが求められます。

課題3：施設等の機能を最大限に発揮するため、市民のバリアフリーに関する意識を高めていくことが求められます。

高齢者、障がい者等が移動しやすく利用しやすい駅や施設とするためには、施設の整備水準を高めるなどのハード施策に加え、市民、施設管理者、行政機関などのバリアフリーに対する意識を高めるソフト施策も必要不可欠です。これらの主体が協働でまちづくりを推進し、持続的にバリアフリー化を図っていくことが重要です。

第4章 バリアフリー化の基本目標と基本方針

1. 基本目標

各務原市総合計画及び各務原市都市計画マスターplan、各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画等をふまえ、本構想の基本目標を設定します。

◇ 各務原市総合計画

『もっと みんながつながる 笑顔あふれる 元気なまち
～しあわせ実感 かかみがはら～』

○便利で快適に暮らせるまち（誰もが住みやすいユニバーサルデザインのまちづくり）

◇ 各務原市都市計画マスターplan 2016

○地域生活拠点

（バス交通等と鉄道の結節点となっている名電各務原駅周辺を地域生活拠点として位置付け、地域住民の日常生活に必要な店舗を中心とした商業機能や医療・福祉機能の集積を図り、地域住民の暮らしを支えるとともに、過度に自転車に頼らなくても暮らしやすい地域生活圏の形成を図る。）

○安心して暮らしやすいまち（バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくり）

◇ 第5期各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画

『みんなが「つながる」、「やさしさ」あふれるまち かかみがはら』

○地域の福祉活動の場づくり（バリアフリーやユニバーサルデザインの視点）

○心のバリアフリーの推進



＜ 各務原市 名電各務原駅周辺地区バリアフリー基本構想の基本目標 ＞

誰もが住みやすく、快適に暮らせる、人にやさしいまちづくり

本市では、令和7年から新たにスタートした総合計画において、「**もっと みんながつながる 笑顔あふれる 元気なまち ～しあわせ実感 かかみがはら～**」の実現に向けて、高齢者や障がい者をはじめ、妊娠婦やけが人、乳幼児連れや大きな荷物を持った人など、誰もが便利で快適に暮らせるまちとなるよう、障壁を取り除くバリアフリー化に取り組むこととしています。

そしてこれらの取り組みを通じて、特定の人々を対象とした特別な対応を行うという発想を一步進めることにより、一度に実行することはできないまでも、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方による取り組みへと発展させていくことが必要です。

名電各務原駅周辺においては、地域生活拠点として交通結節点機能の向上に向けた整備を行うとともに、高齢者等の最寄りとなる医療機関等の市民の暮らしを支える拠点と連携した歩行者ネットワークの形成を図り、助け合いや支え合いによる協働のユニバーサルデザインのまちづくりへ発展させることを目標とします。

2. 基本方針

課題

課題1：市民の暮らしを支える拠点施設について、利便性の向上を図ることが求められます

課題2：名電各務原駅を中心とした、集まりやすく、安全・安心して移動しやすいまちとすることが求められます。

課題3：施設等の機能を最大限に発揮するため、市民のバリアフリーに関する意識を高めていくことが求められます。



（1）拠点施設の重点的・一体的なバリアフリー化を進める

施設内に1つでもバリアがあれば、移動できなくなってしまう人にとって、その施設は利用しづらいものとなってしまいます。このため、市民の利用頻度が高い拠点施設が集積するエリアを重点整備地区に設定し、重点的・一体的にバリアフリー化を推進することで、利便性の向上を図り、効果的なバリアフリー化を進めていきます。

（2）あらゆる人々が集まりやすく、歩いて移動しやすいまちにする

多くの方が利用する鉄道駅のバリアフリー化を図るとともに、その鉄道駅から各拠点施設を結ぶ道路は、安全に安心して歩けるように整備していきます。

また、高齢者や障がい者をはじめ、妊産婦やけが人、乳幼児連れや大きな荷物を持った人など、あらゆる人が集まり、買い物をしたり、そして語らいもできたりするなど、移動しやすく生活を楽しむことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方や身体の機能上の制約に応じた選択が可能になるよう配慮します。

（3）心のバリアフリーを促進する

高齢者や障がい者等が快適に暮らすためには、ハード面の施策だけでなく、周囲の人たちの理解や助け合いが必要です。ソフト面の施策を通して、障がい等を正しく理解し、対等な立場となって、お互いに助け合う「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいきます。

第5章 重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路の設定

1. 重点整備地区の設定

(1) 重点整備地区の要件

重点整備地区は、「生活関連施設の選定対象となる施設が、おおむね3以上所在し、当該施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、当該施設相互間の移動が通常徒步で行われることが見込まれる地区」をいいます。整備にあたっては、バリアフリー化された経路や施設における連続性や一体性の確保が重要な課題となっており、基本構想を作成する際には、以下の要件にあった区域を定める必要があります。

■ 重点整備地区の選定の考え方

バリアフリー法における位置付け	
配置要件	<p>生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒步で行われる地区 (法第2条第24号イ)</p> <p>「生活関連施設（高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒步で行われる地区であること」</p> <p>（移動円滑化の促進に関する基本方針）</p> <ul style="list-style-type: none">○生活関連施設が徒步圏内に集積している地区であること○生活関連施設がおおむね3以上所在すること○これらの施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、公共施設等の相互間の移動が徒步で行われることが見込まれること 等
課題要件	<p>生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区 (法第2条第24号ロ)</p> <p>「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他一般交通の用に供する施設をいう）について移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること」</p> <p>（移動円滑化の促進に関する基本方針）</p> <ul style="list-style-type: none">○高齢者、障がい者の徒步若しくは車いすによる移動又は施設の利用状況○土地利用や諸機能の集積の実体及び将来の方向性○想定される事業の実施範囲等 <p>の観点から総合的に判断される地区 等</p>
効果要件	<p>バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、 総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区 (法第2条第24号ハ)</p> <p>「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること」</p> <p>（移動円滑化の促進に関する基本方針）</p> <ul style="list-style-type: none">○総合的な都市機能を増進すること（高齢者、障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など）○各事業の整合性を確保して実施されることについて、実施可能性や集中的・効果的な事業実施の可能性が有効かつ適切であると認められること

(2) 重点整備地区の設定

名電各務原駅周辺には、各務原町中央公園、鵜沼第二小学校があり、それらを結ぶ「市道鵜49号線（各務原駅前通り）」や「市道鵜825号線」のバリアフリー化が重要です。そのため、重点整備地区（以下「本地区」）の区域は生活関連施設を含めた、下図に示すとおりとします。

【重点整備地区の区域】



(3) 本構想の重点整備地区における要件整理

本地区は、バリアフリー法における重点整備地区として求められる要件を以下の通り満たしています。

本地区の要件整理	
配置要件	<p>生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区</p> <p>生活関連施設が3つ以上存在し、日常的な通勤通学といった乗り換え経路や、施設の利用経路として多数の徒歩移動があります。</p>
課題要件	<p>生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区</p> <p>名電各務原駅の利用者数は3,000人以上/日であり、国がバリアフリー化の目標として定める2,000人以上/日を大きく上回っています。</p> <p>また、周辺の道路において、舗装のひび割れ等の通行の支障となっている箇所などがみられ、施設と経路の連続性や一体性を確保したバリアフリー化が求められます。</p>
効果要件	<p>バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行なうことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区</p> <p>名電各務原駅の周辺は、公園施設や教育施設等が存在し、旅客施設を中心とした都市機能を有した地区です。一体的なバリアフリー化を進めることにより、高齢者、障がい者等をはじめとする、市民の暮らしを支える拠点として、活性化に寄与することが期待されます。</p>

2. 生活関連施設・生活関連経路の設定

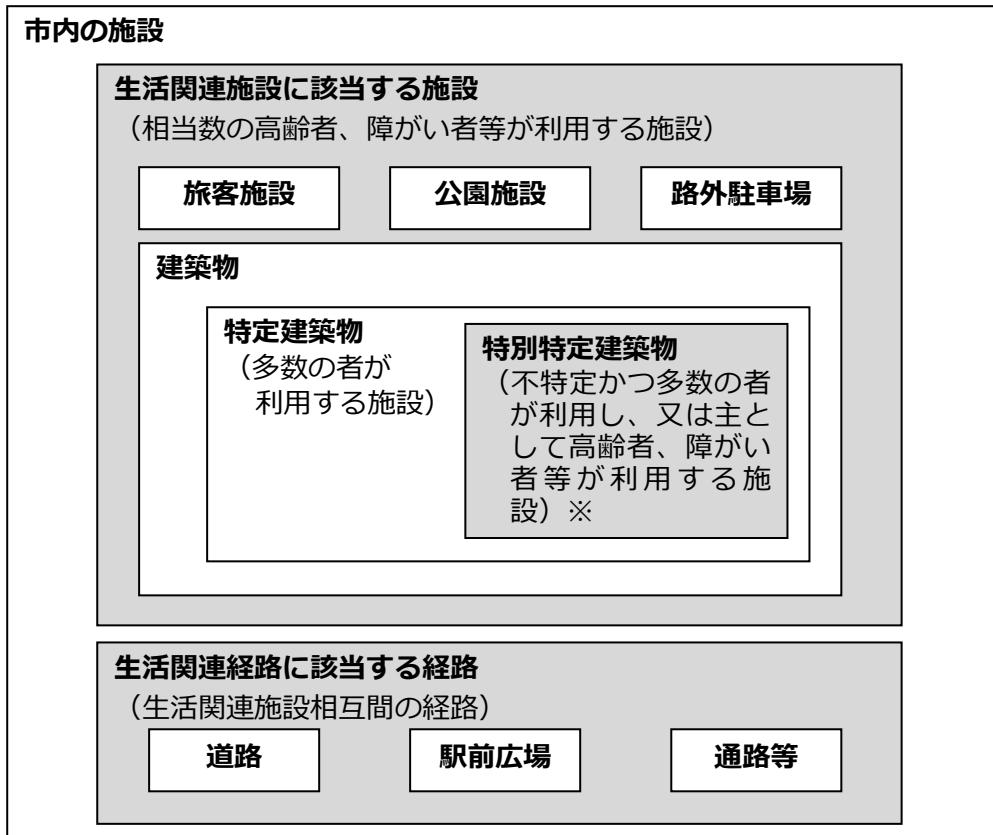
(1) 生活関連施設・生活関連経路について

生活関連施設とは「高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことであり、該当する施設としては旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐に渡る施設が想定されます。

また、生活関連経路とは生活関連施設を相互に結ぶことによりバリアフリーのネットワークを形成していくものです。

このうち、具体的にどの施設を生活関連施設とするかについては、施設の利用の状況や、地域の実情を勘案して選定することが必要です。

【 生活関連施設・生活関連経路の範囲 】



※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

■参考 特定建築物と特別特定建築物

特定建築物 :

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合努力義務がある

特別特定建築物 :

2,000 m²以上（公衆便所については50 m²以上）の新築、増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合義務がある

特定建築物（令4条）		特別特定建築物（令5条）	
1	学校	1	小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの又は特別支援学校
2	病院又は診療所	2	病院又は診療所
3	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4	集会場又は公会堂	4	集会場又は公会堂
5	展示場	5	展示場
6	卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7	ホテル又は旅館	7	ホテル又は旅館
8	事務所	8	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9	共同住宅、寄宿舎又は下宿	-	-
10	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る）
11	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの	10	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの
12	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11	体育館（一般公共の用に供されるものに限る）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る）若しくはボーリング場又は遊技場
13	博物館、美術館又は図書館	12	博物館、美術館又は図書館
14	公衆浴場	13	公衆浴場
15	飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14	飲食店
16	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	-	-
18	工場	-	-
19	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20	自動車の停留又は駐車のための施設	17	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る）
21	公衆便所	18	公衆便所
22	公共用歩廊	19	公共用歩廊

(2) 生活関連施設の選定

本地区における生活関連施設の選定の考え方を以下に示します。

«選定の考え方»

利用頻度の高い施設

- 高齢者、障がい者等が日常的に利用する施設を生活関連施設に選定します。

広域的な利用や公共性の高い施設

- 官公庁施設等の公共性が高くバリアフリー整備が必要な施設を生活関連施設に選定します。

災害時に避難場所として利用する施設

- 災害時に住民の避難場所としての役割を果たす施設は、バリアフリー化整備が求められているため、生活関連施設に選定します。

«本地区の生活関連施設»

施設名称		選定の理由		施設管理者
旅客施設	名電 各務原駅	・一日利用者数 2,000 人以上の駅		名古屋鉄道 株式会社
公園施設	官公庁施設	各務原町 中央公園	・公共的な利用が想定される	各務原市
特別特定 建築物	学校施設	鵜沼第二 小学校	・一次避難所	各務原市

(3) 生活関連経路の選定

生活関連経路には一般交通用施設として、道路、駅前広場、通路、その他私道などにあっても一般交通の用に供するものは生活関連経路とすることができます。
本地区においては、鉄道駅と生活関連施設を結ぶ経路から抽出します。

«選定の考え方»

生活関連施設を結ぶ経路

- 生活関連施設を結ぶ道路及び駅前広場、通路等にあって、そのうち道路については、原則、歩車道分離のできる路線を選定します。
- ただし、地形による地理的条件、既存の沿道状況等を加味し、最適な生活関連経路として位置付けます。

«本地区の生活関連経路»

路線名	施設管理者
市道鵜 49 号線（各務原駅前通り）	各務原市
市道鵜 825 号線	各務原市

«重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路»



第6章 重点整備地区における整備計画

1. 重点整備地区における整備について

本構想に基づき生活関連施設及び生活関連経路を選定した重点整備地区のなかで、それぞれの施設管理者等が集中的かつ一体的に特定事業を実施することによってバリアフリー化を推進していきます。

(1) 特定事業の種類

バリアフリー法においては、既設の建築物や道路はバリアフリー化の義務を持つものではありませんが、基本構想に「特定事業」を定めた場合、その特定事業を実施すべき施設管理者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施が義務付けられます。バリアフリー法において特定事業の内容は、主に次のように定められています。

■公共交通特定事業

特定旅客施設において実施する事業で、高齢者や障がい者等の移動や利用に適したエレベーター、トイレなどの整備のほか、鉄道、バス等の車両の整備に関する事業

■道路特定事業

道路において実施する事業で、歩道の設置や拡幅、路面の改善などのほか、施設の場所を案内する標識の設置などに関する事業

■建築物特定事業

不特定多数の人が利用する建築物において実施する事業で、高齢者や障がい者等の移動や利用に適したエレベーター、トイレなどの設置に関する事業

■都市公園特定事業

都市公園において実施する事業で、高齢者や障がい者等の移動や利用に適した園路、障がい者用トイレ、休憩所等の設置に関する事業

(2) 整備項目

本構想におけるバリアフリー化に向けた整備項目は次のように区分します。

- (黒丸) : 特定事業 (移動等円滑化基準等に係る事業)
- (白丸) : 特定事業以外の事業
- ◇ (白ダイヤ) : 維持管理を含むソフト事業 (ソフト)

※移動等円滑化基準等

公共交通 : 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令 (公共交通移動等円滑化基準)

道路 : 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令 (道路移動等円滑化基準)

建築物 : 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 10 条 (建築物移動等円滑化基準)

公園・広場 : 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令 (都市公園移動等円滑化基準)

(3) 整備時期

整備時期は下記のとおり、本構想の目標年次である令和 12 年までの完了を短期、それ以降の完了を長期とし、将来も継続して取り組む事業を継続とします。

〈整備時期〉

- (短 期) : 令和 8 年度から令和 12 年度までの事業完了を目標とするもの
- (長 期) : 令和 13 年度以降の事業完了を目標とするもの
- (継 続) : 令和 13 年度以降も継続して取り組む事業

(4) 整備方針・整備目標

各施設における整備方針及び整備目標を、次のように定めます。

[整備方針]

整備方針は公共交通、建築物、道路等の各分野の共通の整備方針として設定しています。

[整備目標]

整備目標は各施設管理者との協議により、事業実施が可能な内容を位置付けています。なお、整備目標の内容は、移動等円滑化基準等のほか、高齢者や障がい者等に対するアンケート調査及び、現況調査等からの要望・指摘等のあった事項のうち実施可能な内容を位置付けています。

2. 整備等の基本的な考え方

(1) 公共交通（鉄道、バス）

「公共交通移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化ガイドライン」や、「岐阜県福祉のまちづくり条例」の内容も踏まえた整備を図ります。

【鉄道】

鉄道事業者とともに、大きな高低差が生じる場合はエレベーター等による移動の円滑化を行うほか、多機能トイレを整備するものとします。その他の整備についても利用者の声を踏まえて、積極的に取り組むよう努めます。

【バス車両・バス停】

新規バスの導入時にはバリアフリーに配慮した車両を積極的に導入するものとします。また、利用状況に応じた利用しやすい運行方法（ダイヤ・経路）への見直し、わかりやすい情報案内のバリアフリー化を図ります。

(2) 道路

「道路移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて「道路の移動等円滑化ガイドライン」や、「岐阜県福祉のまちづくり条例」などの内容も踏まえた整備を図ります。

鉄道駅や生活関連施設を結ぶ経路として、あらゆる人が安全に安心して歩行できる経路のバリアフリー化を推進します。抜本的な整備が必要な路線についても、応急的な対策を図ります。

(3) 建築物

「建築物移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて「建築物移動等円滑化誘導基準」や、「岐阜県福祉のまちづくり条例」などの内容も踏まえた整備を図ります。

道路や車いす使用者用駐車施設から受付や多機能トイレ等までの経路を確保するなど、あらゆる人が施設を利用しやすく、わかりやすい案内表示とするものとします。また利用者の声を踏まえた整備に積極的に取り組むよう努めます。

(4) その他の一般施設（駅前広場）

「道路移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて「道路の移動等円滑化ガイドライン」や、「岐阜県福祉のまちづくり条例」などの内容も踏まえた整備を図ります。

高齢者、障がい者等をはじめ、あらゆる人が円滑化に移動できる経路を適切に維持し、わかりやすい情報案内の充実化などを図り、交通結節点として利便性の向上に努めます。

(5) 都市公園

「都市公園移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて「都市公園の移動等円滑化ガイドライン」や、「岐阜県福祉のまちづくり条例」や、「各務原市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」などの内容も踏まえた整備を図ります。

高齢者、障がい者等をはじめ、あらゆる人が安全で快適に利用しやすいよう、施設及び設備のバリアフリー化を図ります。

3. 整備方針及び整備目標

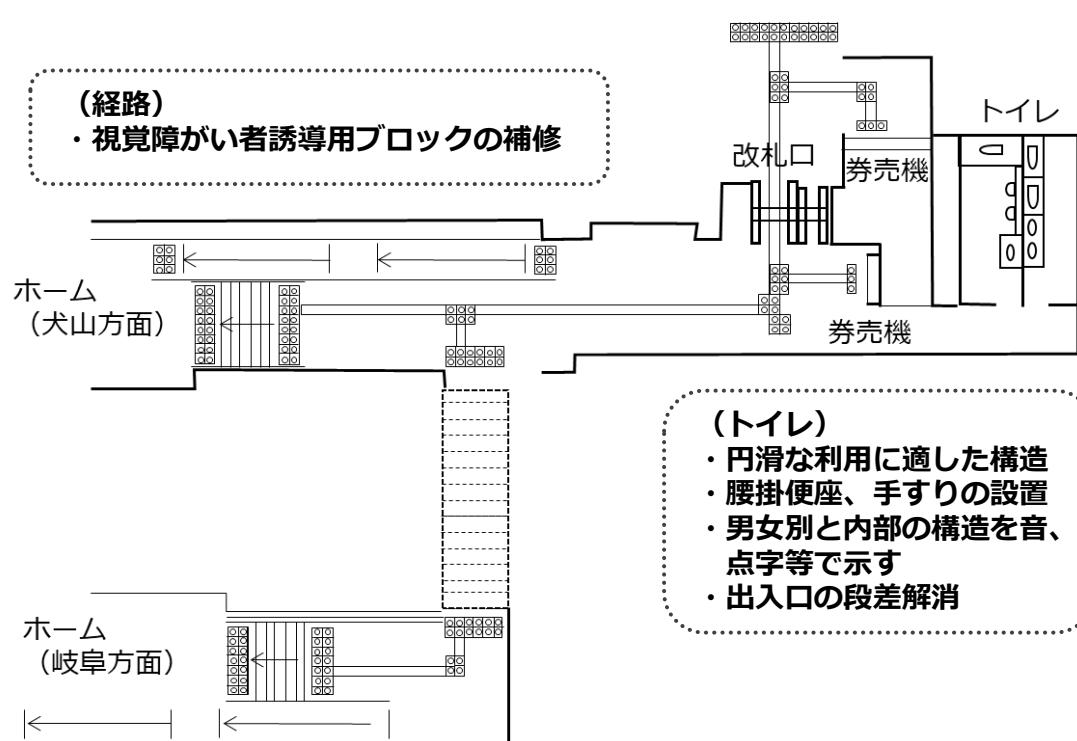
(1) 公共交通（鉄道、バス）

対象施設	名鉄名電各務原駅				
整備方針					
ハード面	<ul style="list-style-type: none"> 駅構内の経路等をあらゆる人が円滑に移動できる経路を確保します。 高齢者、障がい者等をはじめとしたあらゆる人が施設や設備を円滑に利用できる整備を目指します。 わかりやすい情報案内に努めます。 駅の利用者が安全に車から乗降できるよう、駅前広場の整備を検討します。 				
整備目標					
施設管理者	整備目標			整備時期	
				[短期] R8-R12	[長期] R13 以降
名古屋鉄道 株式会社	経路	○視覚障がい者誘導用ブロックの 補修  		◎	◎

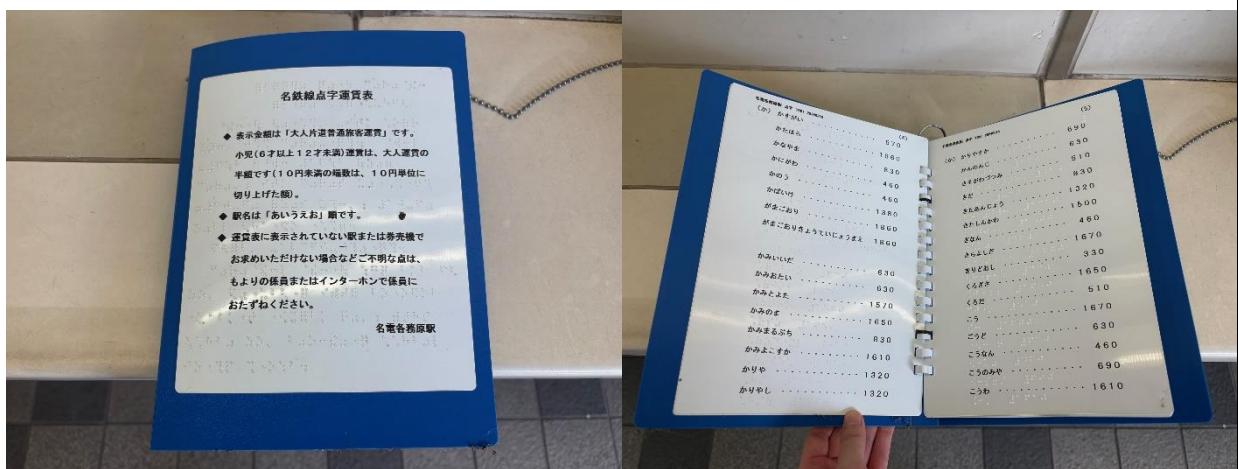
	<p>●多機能トイレの設置（車いす、ベッド、チエア、オストメイト配慮設備等）</p>		◎		
トイレ	<p>●洋式化、手すりの設置</p>		◎		
	<p>○トイレの配置・構造を示す音声案内、点字等の設置</p>		◎	◎	

	○呼出ボタンの設置位置の改善		◎	◎	
			◎	◎	
			◎	◎	
			◎	◎	
○水洗器具の改善	●段差解消		◎	◎	
			◎	◎	
○JIS 規格の表示及び見やすい位置への改善	●設備配置を示す案内板の設置(音、点字等)		◎	◎	◎
			◎	◎	
検討事項		・ホームの平坦性の確保			

整備イメージ



多機能トイレの設置



点字運賃表の設置（継続）

(2) 道路

①歩道が設置されている道路

対象施設	鵜 49 号線（各務原駅前通り）				
整備方針					
ハード面	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる人が利用しやすい経路を確保するためや、施設との連続性を確保するために、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設等のバリアフリー化を進めます。 バリアフリー化を図った道路については、その機能が損なわれないよう、適切な維持管理を継続して実施します。 舗装面のひび割れや、グレーチングの石詰まりによる躊躇がないような補修を実施します。 				
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者等が日頃から安全に安心して道路・歩道を利用できるよう、市民の声かけや手助けがしやすい環境づくりに努めます。 				
整備目標					
施設管理者	整備目標			整備時期	
			[短期] R8-R12	[長期] R13以降	[継続]
各務原市 (道路課)	歩道幅員	●有効幅員の確保（電柱・街路灯の移設）		◎	◎
	段差	●段差の解消		◎	◎
	舗装	●平坦性の確保（舗装の打ち換え等）		◎	◎
		○グレーチング蓋のがたつきの補修	◎		◎
	視覚障がい者 誘導用ブロック	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設		◎	◎

②歩道が設置されていない道路

対象施設	鵜 825 号線				
整備方針					
ハード面	<ul style="list-style-type: none"> 歩車分離ができるまでは、カラー舗装で視覚的に分離し、可能な限り移動等円滑化基準等に適合するよう努めます。 バリアフリー化後も、区画線の塗り直しや舗装面のひび割れ等の改修など、適切な維持管理を継続して実施します。 将来的には、道路拡幅を行い、防護柵による歩車分離を図ることで、歩行者の安全性を確保する道路になるよう整備します。 				
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> 利用の多い小学生への安全指導を実施します。 				
整備目標					
施設管理者	整備目標			整備時期	
			[短期] R8-R12	[長期] R13以降	[継続]
各務原市 (道路課)	舗装	○側溝蓋のがたつきの補修	◎		◎
	歩道	○道路拡幅、歩道の設置		◎	
	その他	○カラー舗装による歩車分離		◎	

(3) 建築物

建築物（避難所等）

対象施設	鵜沼第二小学校				
ハード面	<p>整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時において市民の避難場所となる体育館について、バリアフリー化された経路や設備の適切な維持管理を図るとともに、敷地内通路や設備、案内設備等を建築物移動等円滑化基準に基づく整備を行います。 				
施設管理者	<p>整備目標</p>			<p>整備時期</p>	
各務原市 (教育施設 管理課)	経路	<ul style="list-style-type: none"> ●段差解消 ○視覚障がい者誘導ブロックの補修 			<p>[短期] R8-R12</p> <p>[長期] R13 以降</p> <p>[継続]</p>

(4) 都市公園

対象施設	各務原町中央公園				
ハード面	<p>整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> あらゆる人が円滑に利用できるように、公園入口付近に段差を設けず平坦性を確保するなど、都市公園円滑化基準に基づく整備を行います。 				
施設管理者	<p>整備目標</p>			<p>整備時期</p>	
各務原市 (河川公園課)	経路	<ul style="list-style-type: none"> ●段差解消 			<p>[短期] R8-R12</p> <p>[長期] R13 以降</p> <p>[継続]</p>

4. 今後の検討課題

本構想では、駅利用者の増加が周辺の土地利用や歩行者動線等へ大きな影響をもたらすものと判断し、重点整備地区を設定し、早期的なバリアフリー施策を展開していくこととしました。

一方で、名電各務原駅の周辺には、今回生活関連施設として位置づけていない各務ヶ原駅や金融施設、福祉施設等があります。本地区のバリアフリー化が進捗することにより、高齢者や障がい者にとって、安心して施設を利用できるようになるため、将来的には、区域を拡大し、一体的なバリアフリー化を推進していくことが必要です。本構想の見直しや更新については、継続的に検討していきます。

各務原市 名電各務原駅周辺地区バリアフリー基本構想

令和 8 年 1 月

(事務局) 各務原市 都市建設部 都市計画課

〒504-8555

各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地

TEL 058-383-1111 (代表)

FAX 058-383-6365